

和歌山市建設工事等請負契約における入札及び契約の過程並びに工事成績評定に関する苦情処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法第15条の規定による適正化指針並びに公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条の規定による発注関係事務の運用に関する指針に基づき、和歌山市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務をいう。以下同じ。）の請負契約における入札及び契約の過程並びに工事成績評定について、不服等がある建設業者等が行う苦情及び再苦情の申立て等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札参加資格に対する苦情)

第2条 市が公告した一般競争入札に係る建設工事等につき、入札参加者の確認を申請した結果、入札参加資格が認められなかった者は、当該公告に定めるところにより、その理由の説明を苦情申立書により請求することができる。

2 市長は、前項の規定による説明の請求があったときは、当該公告に定めるところにより、回答書により回答を行うものとする。

(公募型指名競争入札に対する苦情)

第3条 市が技術資料収集に係る公開した公募型指名競争入札に係る建設工事等につき、技術資料の提出をした結果、指名されなかった者は、当該公開に定めるところにより、その理由の説明を苦情申立書（別記様式第1号）により請求することができる。

2 市長は、前項の規定による説明の請求があったときは、当該公開に定めるところにより、回答書（別記様式第2号）により回答を行うものとする。

(指名競争入札における指名に対する苦情)

第4条 指名競争入札に係る建設工事等につき、市が指名通知を発した入札の工事種別と同一の種別に市の入札参加資格を有する者のうち、当該入札の指名業者として指名されなかった者で、指名されなかったことにつき不服があるものは、市長に対し、苦情申立書により、非指名の理由について説明を請求することができる。

2 前条の規定による説明の請求は、市長の当該入札の指名業者を公表した翌日から起算して7日以内に行わなければならない。

3 市長は、第1項による説明の請求があったときは、前項の期間の最終日の翌日から起算して10日以内に行わなければならない。

4 前2項に規定する期間内に、休日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日に当たる日をいう。以下同じ。）があるときは、これらの期間の算定に当たり、当該休日は含まないものとする。

(随意契約における相手方選定に対する苦情)

第5条 随意契約に係る建設工事等につき、当該契約の工事種別と同一の種別について建設業の許可を有する者のうち、当該契約の相手方として選定されなかったの者で、選定されなかった理由につき不服があるものは、苦情申立書（別記様式第1号）により、当該理由についての説

明を求めることができる。

2 前項の規定による説明の請求は、市長が当該契約の相手方を公表した日の翌日から起算して7日以内に行わなければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による説明の請求があった場合について準用する。

(工事成績評定に対する苦情)

第6条 市から建設工事を請け負って施工した建設業者は、当該工事の成績評定に係る説明書について不服があるときは、苦情申立書により、当該評定の経過、理由等について説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明の請求は、当該工事の成績評定に係る説明書の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に行わなければならない。

3 第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による説明の請求があった場合について準用する。

(苦情申立ての却下)

第7条 市長は、第2条から前条までの規定による苦情の申立てが、申立期間の徒過その他明らかに申立ての要件を欠くと認められるときは、却下通知書(別記様式第3号)により、当該申立てを却下するものとする。

(苦情申立ての教示)

第8条 市長は、一般競争入札の公告、公募型指名競争入札の公開、指名競争入札における掲書類、随意契約の理由の公表書類又は工事成績評定の通知において、第2条から第6条までの規定による苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

(公表)

第9条 市長は、第2条から第6条までの規定による苦情の申立てに係る説明請求及びこれに対する市の回答の内容を閲覧その他適当な方法により公表するものとする。

(再苦情の申立て)

第10条 第2条から第6条までの規定による苦情に対する市の回答を受けた者は、当該回答の内容に不服があるときは、市長に対し、再苦情申立書(別記様式第4号)により、再苦情の申立てを行うことができる。

2 市長は、第2条から第6条までの規定による苦情に対する市の回答において、再苦情の申立てを行うことができる旨を教示するものとする。

3 再苦情の申立ては、苦情に対する回答を受けた日の翌日から起算して7日以内に行わなければならない。

4 第4条第4項の規定は、前項の期間の計算について準用する。

(再苦情の処理)

第11条 市長は、前項の規定による再苦情の申立てがあったときは、速やかに和歌山市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の審議に付するものとする。

2 市長は、委員会の審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内に、再苦情に対する回答書(別記第5号様式)による回答を行うものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当の理由があるときは、この期間を延長することができる。

- 3 第4条第4項の規定は、前項の期間の計算について準用する。
- 4 市長は、委員会の審議結果を踏まえて第2項の回答を行うものとする。
- 5 第7条及び第9条の規定は、再苦情の処理について準用する。

(手続の明示)

第12条 市長は、この要綱に基づく苦情及び再苦情の処理に係る手続を掲示その他の方法により明示するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号

苦 情 申 立 書

年 月 日

和歌山市長

様

苦情申立者

住 所

氏 名

和歌山市建設工事等請負契約における入札及び契約の過程並びに工事成績評定に関する苦情処理要綱第 条の規定に基づき、次のとおり苦情の申し立てをします。

1 苦情申立者の住所氏名等

住 所

商号又は名称

氏 名

電 話 番 号

2 苦情申立ての対象となる工事名又は業務名

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

別記様式第2号

回 答 書

年 月 日

(苦情申立者) 様

和歌山市長

(公印省略)

年 月 日付けで苦情の申立てがあった件について、次のとおり回答します。

1 苦情申立ての対象工事等

2 苦情に対する説明

(注) この回答書による説明に不服がある場合は、この回答書を受け取った日から7日以内(休日を含まない。)に、再苦情申立書により市長に対して再苦情の申立てを行うことができます。

却 下 通 知 書

年 月 日

((再) 苦情申立者) 様

和歌山市長

(公印省略)

年 月 日付で(再)苦情の申立てがあった件について、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

1 (再) 苦情申立ての対象工事等

2 却下理由

- (1) 申立て要件に該当しない
- (2) 申立期間の徒過
- (3) 所定事項の書面申立てがされていない
- (4) その他

別記様式第4号

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

和歌山市長

様

苦情申立者

住 所

氏 名

和歌山市建設工事等請負契約における入札及び契約の過程並びに工事成績評定に関する苦情処理要綱第 条の規定に基づき、次のとおり再苦情の申し立てをします。

1 再苦情申立者の住所氏名等

住 所

商号又は名称

氏 名

電 話 番 号

2 再苦情申立ての対象となる工事名又は業務名

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

(注) 苦情の申立てに対して市長が行った回答を添付すること。

再苦情に対する回答書

年 月 日

(再苦情申立者)

様

和歌山市長

(公印省略)

年 月 日付けで再苦情の申立てがあった件について、次のとおり回答します。

1 再苦情申立ての対象工事等

2 再苦情処理会議の審議結果

(1) 年 月 日の審議

(2) 結果

※ ア 申立てが認められなかったとき
その旨と理由

イ 申立てが認められたとき
その旨

3 市の措置

※ 申立てが認められたときに記載